

伊丹市交管理規程第3号

伊丹市乗合自動車乗車料条例施行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和8年7月9日

伊丹市自動車運送事業管理者

森脇 義和

伊丹市乗合自動車乗車料条例施行規程の一部を改正する規程（令和 8 年伊丹市交管理規程第 3 号）

伊丹市乗合自動車乗車料条例施行規程（昭和 4 0 年伊丹市交管理規程第 5 7 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線部分（以下，改正前の欄にあつては「改正前部分」と，改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については，次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは，当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは，当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは，当該改正後部分を加える。

改 正 前				改 正 後			
（料金等） 第 3 条 条例第 3 条第 1 項の規定による料金の額（消費税相当分を含む。）は，次の各号に掲げるとおりとする。 （1） 普通料金 ア 一般 （ア） 大人 1 乗車につき <u>230円</u> （イ） 小児（小学生以下の者をいう。以下同じ。） 1 乗車につき <u>120円</u> イ 家族特別 （ア） 大人 1 乗車につき <u>120円</u> （イ） 小児 1 乗車につき <u>60円</u> （2）・（3） （略） （4） 定期料金 定期券				（料金等） 第 3 条 条例第 3 条第 1 項の規定による料金の額（消費税相当分を含む。）は，次の各号に掲げるとおりとする。 （1） 普通料金 ア 一般 （ア） 大人 1 乗車につき <u>250円</u> （イ） 小児（小学生以下の者をいう。以下同じ。） 1 乗車につき <u>130円</u> イ 家族特別 （ア） 大人 1 乗車につき <u>130円</u> （イ） 小児 1 乗車につき <u>70円</u> （2）・（3） （略） （4） 定期料金 定期券			
種類\通用期間	1 カ月	3 カ月	6 カ月	種類\通用期間	1 カ月	3 カ月	6 カ月

一般定期券	大人	<u>9,660円</u>	<u>27,530円</u>	<u>52,160円</u>
	小児	<u>4,830円</u>	<u>13,770円</u>	<u>26,080円</u>
(略)				

2 (略)

(割引乗車券の発行および適用)

第6条 (略)

2～4 (略)

5 第1項の規定による特別乗車料は、次のとおりとする。

(1) 普通料金

ア 一般

(ア) 大人 1乗車につき 120円

(イ) 小児 1乗車につき 60円

イ 家族特別

(ア) 大人 1乗車につき 60円

(イ) 小児 1乗車につき 30円

(2) (略)

(3) 定期料金

定期券

種類\通用期間	1カ月	3カ月	6カ月
---------	-----	-----	-----

一般定期券	大人	<u>10,500円</u>	<u>29,930円</u>	<u>56,700円</u>
	小児	<u>5,250円</u>	<u>14,970円</u>	<u>28,350円</u>
(略)				

2 (略)

(割引乗車券の発行および適用)

第6条 (略)

2～4 (略)

5 第1項の規定による特別乗車料は、次のとおりとする。

(1) 普通料金

ア 一般

(ア) 大人 1乗車につき 130円

(イ) 小児 1乗車につき 70円

イ 家族特別

(ア) 大人 1乗車につき 70円

(イ) 小児 1乗車につき 40円

(2) (略)

(3) 定期料金

定期券

種類\通用期間	1カ月	3カ月	6カ月
---------	-----	-----	-----

一般定期券	大人	<u>6,760円</u>	<u>19,270円</u>	<u>36,500円</u>
(略)				

第6条の2 (略)

2～4 (略)

5 第1項の規定による乗継割引乗車料は、次のとおりとする。

- (1) 大人 1乗車につき 120円
- (2) 小児 1乗車につき 60円
- (3) 大人特別 1乗車につき 60円
- (4) 小児特別 1乗車につき 30円

一般定期券	大人	<u>7,350円</u>	<u>20,950円</u>	<u>39,690円</u>
(略)				

第6条の2 (略)

2～4 (略)

5 第1項の規定による乗継割引乗車料は、次のとおりとする。

- (1) 大人 1乗車につき 130円
- (2) 小児 1乗車につき 70円
- (3) 大人特別 1乗車につき 70円
- (4) 小児特別 1乗車につき 40円

付 則

(施行期日)

1 この規程は、令和8年8月31日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(施行前の準備)

2 この規程による改正後の第3条第1項第4号又は第6条第5項第3号の規定による定期券の発行その他の準備行為は、この規程の施行の日前においても、行うことができる。

(経過措置)

3 この規程による改正前の伊丹市乗合自動車乗車料条例施行規程（以下「旧規程」という。）の規定により発行された定期券について、伊丹市乗合自動車乗車料条例施行規程第6条の3第2項第3号イの規定により払戻しを行う場合においては、旧規程第3条第1項第1号ア又は第6条第5項第1号アの規定を適用する。